

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【公開番号】特開2019-5233(P2019-5233A)

【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2017-123781(P2017-123781)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月26日(2020.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外枠と、前記外枠に対して開閉可能に支持されるとともに遊技盤が設けられる本体枠と、当り確率に関する設定値を設定するための特定操作部とを備えた遊技機であって、前記特定操作部が設けられる特定基板と、

前記特定操作部に対する操作を困難にする操作困難化部材と、を備え、

前記特定基板と前記操作困難化部材の位置関係は、前記操作困難化部材が前記特定操作部に対する操作を阻害する第1の位置関係と、前記操作困難化部材が前記特定操作部の操作を阻害しない第2の位置関係とに変位可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、不正行為を困難にし、遊技機の信頼性を高めることを課題とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本明細書に開示される発明の一例は以下の通りである。

外枠と、前記外枠に対して開閉可能に支持されるとともに遊技盤が設けられる本体枠と、当り確率に関する設定値を設定するための特定操作部とを備えた遊技機であって、前記特定操作部が設けられる特定基板と、

前記特定操作部に対する操作を困難にする操作困難化部材と、を備え、

前記特定基板と前記操作困難化部材の位置関係は、前記操作困難化部材が前記特定操作

部に対する操作を阻害する第1の位置関係と、前記操作困難化部材が前記特定操作部の操作を阻害しない第2の位置関係とに変位可能である（例えば段落1111等参照）
ことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、不正行為を困難にし、遊技機の信頼性を高めることができる。